

環境関連法規制等の動き 2025年度上期(2025.3.27~2025.9.22)まとめ

記号	法令名	2025年度上期の主な法令改正 (詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。)						
A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	産業廃棄物の運搬又は処分を委託契約する際、廃棄物に化管法の第一種指定化学物質が含まれる等する場合、その物質名及び量又は割合の情報を提供することとされました。法令が施行される26.1.1以降に行う新規契約又は更新契約から適用されます。						

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き掲載月-掲載法令番号です)

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表改正法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	環境基本	環境基本法	4-3	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件	2	環境省告示第35号	2025.3.31	2025.4.1	有害物質の濃度試験方法について、参考元である日本産業規格の技術基準等の改正が行われたことに伴い改正されました。	—
環境評価	環境影響評価法	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	9-2	環境影響評価法の一部を改正する法律	-	政令第330号	2025.9.19	2025.10.1	環境影響評価手続において、事業者に対し直接、方法書に係る意見を述べられる政令市として、新たに熊本市が追加されました。	—
			6-3		-	法律第73号	2025.6.20	2年以内	事業者が、法第2条に基づき建設された既存の工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する場合の規定が追加されました。建替事業に係る配慮書については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえて、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとされました。	当該既存事業の建替事業を実施する事業者
大気汚染	大気汚染防止法	排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件	9-4		-	環境省告示第66号	2025.9.11	2025.10.1	大防法に基づく排出ガス中の水銀測定法のうち、水銀含入廃棄物等からの水銀の回収施設における排出水銀等の濃度算出の際に使用する、酸素濃度係数が変更されました。	当該施設を所有する事業者
水質汚濁	水質汚濁防止法	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令	6-1		-	環境省令第17号	2025.5.26	2025.7.1	現行の「ほう素及びその化合物」、「ふつ素及びその化合物」並びに「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る暫定排水基準が2025.6.30をもって適用期限を迎えます。既存の8業種のうち7業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間が延長されました。延長後の適用期間は、28.9.30までです。ほか1業種(ジルコニウム化合物製造業)は一般排水基準へ移行しました。	当該業種の事業者
	浄化槽法	環境省浄化槽法施行規則の一部を改正する省令	4-2		-	環境省令第10号	2025.3.28	2025.4.1	特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定に当たって参考となる事項が、法で定める浄化槽の定期検査の報告事項として定められていないなかつたため必要な事項が盛り込まれました。	浄化槽の定期検査の報告者
	水道法	水質基準に関する省令の一部を改正する省令	7-3		-	環境省令第19号	2025.6.30	2026.4.1	水道水の水質基準に新たにペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)が追加されました。	—
地球温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	9-1		-	政令第327号	2025.9.18	2026.1.1	24.6.19公布の改正法第2条では、算定割当量(京都議定書に基づくクレジット)に関する規定を削ることが定められたことに伴い、政令においても、算定割当量の規定並びにその手続に係る手数料が削除されました。	—
	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	8-2		-	農林水産省令第34号	2025.7.30	同日	建築用木材に係る製材の日本農林規格が改正されたことを受けて、省令の引用規格が改正されました。	—
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示	8-1		1	環境省告示第63号	2025.7.28	同日	検定方法に引用するJIS規格、JIS K0102-1等(工業用水・工場排水試験方法)の制定に伴い変更された新たな規格番号へ変更する改正並びに近年の分析技術などに関する検討を踏まえ、導入すべき新たな分析方法を当該告示における公定分析法に反映する等行われました。	—
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	5-1		-	環境省令第15号	2025.4.22	2026.1.1他	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際に交わす委託契約に含むべき事項が追加されました。化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者は、委託する廃棄物に第一種指定化学物質が含まれる等する場合、その物質名及び量又は割合の情報を提供することとされました。なお、委託契約に含むべき事項の改正内容については、法令が施行される26.1.1以降の新規契約又は更新契約から適用されます。	化管法に基づく第一種化学物質等取扱事業者
	エネルギー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	4-1	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第17号	2025.3.27	2025.4.1	省エネ法に係る届出様式が改訂され、電気の需要の最適化に資する措置(ディマンド・リスポンス)に係る報告内容が追加されたほか、一部記載事項が不適切・不整合となっている箇所が修正されました。	同法に基づく特定事業者

エネルギー	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	7-1	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示	-	経済産業省告示第111号	2025.7.14	2025.7.15	エネルギー供給事業者のうちガス事業者に対して2030年までに供給ガス量の1%～5%を合成メタンやバイオガス等に置き替えることが盛り込まれる等されました。	当該業種の事業者
化学物質	ストックホルム条約	7-2	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aに係る日本国による留保の撤回に関する件	-	外務省告示第271号	2025.7.18	2025.2.26	2019年にストックホルム条約の附属書A(廃絶対象物質)に追加されたペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、日本は受諾を留保していましたが、国内法での対応も進み25.2.26付で留保を撤回しました。なお、化審法においてPFOAは24.9.1、PFOA関連物質が25.1.10から規制されています。	—
循環型社会	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律	6-2	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第52号	2025.6.4	2026.4.1他	GX推進法では、排出量取引について二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上(10万tを予定)の事業者の参加義務化等が追加されました。資源の有効な利用の促進に関する法律では、再生材の利用義務を課す製品を指定(品目指定は今後予定)し、当該製品(生産量が一定規模以上)の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け等します。	該当する事業者
安全管理	労働安全衛生法	9-3	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第90号	2025.9.19	同日	25.2.19公布の改正令及び改正則において新たな危険性及び有害性分類に基づくリスクアセスメント対象物の追加、削除等が2027.4.1の施行でおこなわれます。今回、則別表第2の対象物のうち、ステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルが27.4.1の施行前に削除されました。	—
		5-2	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律	-	法律第10号	2025.5.14	2026.4.1他	ストレスチェックの実施が事業規模に関わらず義務化(3年以内施行)された他、事業者は法第42条に係る機械等について安全装置を具備等しなければ労働者に使用させてはならないこととされました(27.4.1施行)。また、個人事業者等に対する労働災害防止の対応が強化され、個人事業者等は法で定める危険または有害な業務に就く際に特別教育(事業者が実施する教育)を受講する、安全装置を具備しない機械等を使用してはならないこと等が義務化(27.4.1施行)等されました。	事業者並びに個人事業者等
		4-4	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第57号	2025.4.15	2025.6.1	事業者は作業に従事する者が熱中症の自覚症状や健康障害を生じた疑いがあることを他の者が発見した場合にその者に報告させる体制を整備するとともに、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、熱中症の重篤化を防ぐために必要な措置を講じ、またその実施手順をあらかじめ定めて周知すること等されました。	熱中症を生ずるおそれのある作業を行う事業者